2009 年 3 月第 73 号

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：我が国の移転価格税制と税務執行の歩み
― 20 年余りの執行の現状と展望

執筆者：ＡＳＧ税理士法人　ディレクター　税理士　和波英雄

要　旨　（以下の要旨は 75 秒でお読みいただけます。）

移転価格税制とは、企業が国外の関連企業との取引に係る移転価格を通じて、所得を海外へ移転することに対処する税制で、我が国では、租税特別措置法第 66 条の 4「国外関連者との取引に係る課税の特例」といわれる法律にもとづいて執行されています。我が国の移転価格税制は 1986 年に導入され、既に 22 年が経過しており、この間、様々な税制改正が施され、執行面でも時代を反映した変遷を辿ってきました。

本稿では、我が国の移転価格税制の導入の背景から現在に至るまでの税制及びその執行の変遷を、新聞報道や国税庁の報道発表等、一般に公表されている資料をもとに、過去から得られるであろう示唆を教訓とし、将来のあり様を少しでも見通してみたいと思います。特に、1990 年代、2000 年代の年代ごとに巨視的な観点からその特徴を見据え、移転価格問題の焦点がどのように時代とともに変貌してきたかを検討します。

過去 20 年余りを総括してみると、税制改正が 2000 年に入ると毎年頻繁に行われるようになり、税制改正と平仄を合わせるように、移転価格税制の執行面でもその焦点は変貌してきました。具体的にいえば、移転価格問題の焦点は、調査対象企業が外資系企業から内資系企業へと重点が移り、調査対象取引の地域は欧米との取引からアジア等広範な地域との取引へと拡大し、さらに、調査対象取引の種類は有形資産取引を中心としたものから無形資産取引や役務提供取引に重点を置いたものへと移ってきています。また、適用される移転価格手法も基本三法といわれる伝統的な手法からその他の方法の模索へと変化しており、同時に、移転価格税制における執行の基本方針は、移転価格課税から事前確認申請へと大きくシフトしていく変化の潮流を読み取ることができます。

今月は、ＡＳＧ税理士法人で移転価格コンサルティングを務める和波英雄ディレクターが、我が国の移転価格税制における執行の歩みを長年の実務経験をもとにして分析し、今後の同税制の方向性について解説をいたします。

「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから⇒http://www.gtjapan.com/library/newsletter/
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-5770-8916 e-mail: t-asgMC@gtjapan.com
太陽 ASG グループ マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

Taiyo ASG Group is a member firm within Grant Thornton International Ltd ('Grant Thornton International').
Grant Thornton International and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently. (c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

我が国の移転価格税制と税務執行の歩み
― 20 年余りの執行の現状と展望

ＡＳＧ税理士法人　ディレクター　税理士
和波　英雄

はじめに

過去を振り返って

「過去を遠くまで振り返ることができれば、未来もそれだけ遠くまで見渡せるであろう。」(The farther backwards you can look, the farther forward you are likely to see.)と英首相ウインストン・チャーチルは言ったという。また、「過去にこだわる者は、未来を失う。」（If the present tries to sit in judgment of the past, it will lose the future.）ともある。同じことが国際課税の一分野である移転価格税制の歴史においてもいえるかもしれない。我が国の移転価格税制は、1986 年に導入され既に 22 年が経過している。この間、様々な税制改正が施され、執行面でも時代を反映した変遷を辿っている。

移転価格税制とは

移転価格税制とは、企業が国外の特殊関連企業[1]との取引に係る移転価格を通じて、所得を海外へ移転することに対処する税制で、我が国では、租税特別措置法第 66 条の 4「国外関連者との取引に係る課税の特例」といわれるものである。この税制で使われている移転価格とは、国外の特殊関連企業間における資産の売買、役務提供等に係る取引価格を意味する。移転価格税制で問題となる特殊関連企業は国外関連者と呼ばれ、国外関連者間で行われる国際取引は、同様の状況下で独立の第三者間に成立する価格（これを独立企業間価格という。）に引き直して、国外移転所得金額が算出される仕組みとなっている。

政府税制調査会の答申

移転価格税制の導入に当たっては、1985 年 12 月の政府税制調査会の答申で、その必要性が以下のように表明され法制化されたものである。
「近年、企業活動の国際化に伴い、海外の特殊関連企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要になってきているが、現行法では、この点について十分な対応が困難であり、これを放置することは、適正・公平の課税の見地から問題のあるところである。また諸外国において、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関連企業との取引を行った場合の課税所得計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である。」

[1]特殊関連企業とは、OECD モデル租税条約の第 9 条「特殊関連企業」にその定義があり、経営、支配、資本において直接または間接に特殊な関連性のある企業をいい、いわゆる親子会社間または共通の支配下にある会社間の関係にある当該企業が該当する。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

ここで意識されている企業活動の国際化や海外の特殊関連企業との取引の増大は、その後も拡大の一途をたどっており、答申における問題意識は今もなお有効といえるであろう。

１．我が国の移転価格税制導入までの背景

米国における移転価格問題の歴史

移転価格問題の歴史は古く、米国では 1920 年頃から市場価格理論を根拠にした移転価格に関する規定が存在し、当初は米国内の州どうしの所得の配分が問題にされていた。州間の争いはユニタリータックスの問題として定着していた。

1960 年代に入ると、製造子会社のタックスヘイブン諸国への進出に伴い、米国親会社のロイヤルティ等の支払が問題視され、米国内国歳入庁（IRS）と米国企業の間で訴訟が相次いだ結果、1968 年に移転価格に関する内国歳入法規則が制定されるに至った。

1970 年代は、無形資産取引に対して伝統的な手法が適用できない問題点と米国内国歳入庁の訴訟で敗訴が続いた結果、無形資産取引の取扱いについて、1986 年にスーパー・ロイヤルティ条項[2]（所得相応性基準）が導入されている。

その後、移転価格課税のターゲットは 1970 年代の外資系企業から 1980 年代には日系企業へと移り、トヨタ、日産等の自動車メーカーが米国内国歳入庁による多額の移転価格課税を被ったことは記憶に新しい。

我が国の移転価格税制の導入

我が国の移転価格税制の導入は、このような米国をはじめとする国際課税分野の時代的背景を反映して行われている。1986 年の税制改正においてはじめて導入された移転価格税制は、正式には、租税特別措置法第 66 条の 4「国外関連者との取引に係る課税の特例」という法律名であるが、一般に「移転価格税制」と呼ばれているものである。

[2] スーパー・ロイヤルティ条項とは、関連会社間の無形資産の供与に対する対価は、その無形資産に帰すべき所得に相応すべきという基準。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

２．移転価格税制の充実化への歩み～移転価格税制に係る税制改正の推移～

移転価格税制の変遷

国税庁は、移転価格税制の導入以来、20 年以上の執行経験を積み重ねてきている。これまでの執行ノウハウや問題意識を取り込んだ主な改正を掲げると以下のとおりである。その充実化の道のりがみてとれる。

【我が国の移転価格税制の変遷】

年度	移転価格税制に係る税制改正の内容
1991	・更正の期間制限の延長：3 年から 6 年へ延長。 ・徴収権の時効の延長：法定納期限の 1 年間進行停止。 ・比較対象企業に対する調査権限の創設。 ・国外関連者に対する寄付金の全額損金不算入。
2000	・みなし国外関連取引に定める非関連者に含まれない者の範囲に、当該国外関連者との間に特殊の関係にある特定信託を含めることとなった。
2002	・連結納税制度の導入に伴い、「連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例」が追加された。
2003	・別表 17(3)「国外関連者に関する明細書」に独立企業間価格の「算定方法」欄が追加された。
2004	・独立企業間価格の算定方法として「取引単位営業利益法(TNMM)」が追加された。
2005	・国外関連者の範囲に、内国法人と外国法人との間が持株関係又は実質支配関係のいずれかで連鎖している場合が追加された。
2006	・推定課税における算定方法に、「取引単位営業利益法(TNMM)」及び「利益分割法(PS)」に対応する方法が追加された。
2007	・移転価格課税に係る納税の猶予制度が創設された。
2008	・別表 17(3) 「国外関連者に関する明細書」に「従業員の数」、「同一の者による国外関連者の株式当の保有」、「利益剰余金」、「事前確認の有無」の各欄が追加された。 ・地方税の平成 20 年度改正で移転価格課税に係る納税の猶予制度が創設された。

税制改正の具体的内容

上記の変遷からは、先ず、移転価格調査にもとづく更正処分が可能な期間が 3 年から 6 年へと延長され、調査対象法人と取引関係のない同業比較対象企業への質問検査権が付与される等、権限の及ぶ範囲が拡大されていった経緯が読み取れる。また、移転価格税制に基づく情報申告として確定申告に添付が義務付けられている別表 17 の 3「国外関連者に関する明細書」の記載事項の様々な追加がされていった流れ、取引単位営業利益法（TNMM）[3]をはじめとする新たな移転価格の算定方法が追加されていった変化等、移転価格税制の強化を図るための多くの税制改正がみられる。さらには、国際的二重課税を自動的に発生させる移転価格課税は、税務当局どうしの相互協議によって、その解消が図られることが多いが、協議が長期間に及ぶ点を勘案して、この間の納税を猶予する制度も施行されている。

３．移転価格税制の執行の歩み

1980 年後半の移転価格税制の執行

1980 年代の後半には、米国内国歳入庁が、米国に進出した日本の自動車メーカー等をターゲットにした移転価格課税を行い、その課税金額の大きさが話題となり、マスコミ報道で度々取り上げられた。

[3] 取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method：TNMM）とは、独立企業間価格の算定を営業利益（ネット・マージン）を利益水準指標として行う計算方法である。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

【1980 年代後半の米国内国歳入庁による日系企業に対する移転価格課税】

年月	主な移転価格課税の報道
1987～1988	トヨタ自動車約 340 億円、日産自動車約 620 億円を米国内国歳入庁（ＩRS）に支払
1990 年春	IRS、松下電器、日立製作所、東芝の米国子会社に総額 500 億円以上を追徴課税
1990 年 11 月	IRS、富士通の米国子会社に総額 87 億円の追徴課税

（出典：日経産業新聞 94.12.1）

初期の移転価格税制にかかる執行体制

我が国でも 1986 年に移転価格税制が制度化され、翌 1987 年には事前確認制度も導入されていたものの、導入直後の 3 年程度は、移転価格の実態把握と調査ノウハウの蓄積を基本的な執行方針とした時期で、1980 年代後半は、国税庁による目立った移転価格課税事案は新聞報道では見られなかった。

この頃は米国の移転価格課税に脅威を感じるとともに、国税庁が対抗するには経験もスタッフも不足し、体制強化を図っていた準備時期といえる。2000 年に入って、アジア各国でも移転価格税制の導入が相次いでいるが、我が国の場合と同様に、実際に執行面で実効性を発揮するには暫くかかるものと予想される。

1990 年代の移転価格税制の執行状況

1990 年代になると、我が国でも執行体制が着実に整備され、本格的な移転価格調査が積極的に行われたため、以下の新聞報道からも如実にその結果が表れている。1990 年代は、我が国において移転価格課税が本格的に進められた発展時期といえるであろう。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

【我が国の移転価格課税事例】　～新聞報道から～　　（単位：億円）

年	月	会社名	更正所得額	更正税額	親会社	業種	対象取引	所管国税局
1991	3	AIU 保険日本支店	60	28	米国	保険	再保険料（支払）	東京
	4	AIU 保険日本支店	140	60	米国	保険	再保険料（支払）	東京
1993	3	日本ロシュ	95	38	スイス	医薬品	製品（輸入）	東京
1994	3	日本コカ・コーラ	380	150	米国	飲料	ロイヤルティ（支払）	東京
	4	日本チバ ガイギー	120	57	スイス	医薬品	製品（輸入）	大阪
	4	AIU 保険日本支店	N / A	20	米国	保険	再保険料（支払）	東京
	9	日本グッドイヤー	14	5	米国	タイヤ	製品（輸入・輸出）	東京
	10	ヘキストジャパン	70	30	ドイツ	医薬品	製品（輸入）	東京
	11	P&G 日本支店	20	8	米国	家庭用品	製品（輸入・輸出）	大阪
1995	1	出光興産	32	17	日本	石油元売り	製品（輸入）	東京
	11	日本ロシュ	170	70	スイス	医薬品	製品（輸入）	東京
	12	シマノ	20	8	日本	自転車部品	ロイヤルティ（受取）	大阪
1997	9	JWS	160	70	フランス	洋酒	製品（輸入）	東京
1998	7	村田製作所	137	55	日本	電子部品	製品（輸入・輸出）	大阪
	7	日本モンサント	15	3	米国	農薬	製品（輸入）	東京
	7	山之内製薬	541	242	日本	医薬品	ロイヤルティ（受取）	東京
	7	バクスター	150	60	米国	医療機器	製品（輸入）	東京
	7	曙ブレーキ	5.8	3.5	日本	自動車部品	ロイヤルティ（受取）	東京
	11	ネスレ日本	15	7	スイス	ｺｰﾋｰ製造	ロイヤルティ(支払)	大阪
1999	1	日本メドトロニック	120	50	米国	医療機器	製品（輸入）	東京
	2	日本チバガイギー	80	33	スイス	医薬品	製品（輸入）	大阪
	2	日本石油	11	4.5	日本	石油元売り	債務保証料（受取）	東京
	10	ファイザー製薬	45	18	米国	医薬品	低利貸付（受取）	東京

（出典：日経、朝日、読売、産経、毎日、東京の各日刊新聞記事）

1990 年代の移転価格税制のターゲット

　この時期の課税事案の特徴としては、日本ロシュ、日本チバガイギー、ヘキストジャパン等、外資系医薬品業が特にターゲットとされたことがある。同時に、医薬品業と類似性の高い医療器具販売業等も応用事例として調査対象とされ、バクスター、日本メドトロニック等の大型事案が相次いだ。また、内資系医薬品業の山之内製薬をはじめ多額の課税案件がみられ、調査の対象業種の広がりがみられた。

　この時期の調査対象は、総じて高収益業種・高収益企業であることも特徴的であり、その中でも外資系企業が目立っている。外資系の著名法人である日本コカ・コーラ、ＡＩＵ保険、Ｐ＆Ｇ、ネスレ日本等、収益力の高い外資系企業が狙われ、100 億円を超える申告漏れ所得の更正が相次いでいる。内外資法人の差別ではないかとの批判が広がった時期でもあった。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

1990 年代に適用された移転価格の算定手法

移転価格の算定手法としては、基本三法（CUP 法、RP 法、CP 法）[4]の適用頻度が高かったようである。なかでも製品や原材料の輸入を行う外資系の販社に対して RP 法（再販売価格基準法）の適用が多かったと想像される。また、特殊な事案では利益分割法（PS 法）の適用も試みられている。

納税者の立場からいえば、課税当局が積極的にシークレット・コンパラ[5]を使って課税した時期であり、納税者の知りえない情報に基づく一方的な課税との強い批判を呼んだのもこの時期であった。

2000 年代の移転価格税制の執行状況

2000 年代に入ると、1990 年代にマスコミ報道されていた外資系企業の課税案件は影をひそめ、我が国の大手企業に重点をおいた移転価格調査にシフトしていった。主に我が国を代表する製造業が行っている海外取引に調査対象の焦点が移っていった時期ということができる。

[4] 基本三法とは、法令で優先的に適用を検討することが定められた CUP 法（独立価格比準法）、RP 法（再販売価格基準法）、CP 法（原価基準法）の三つの移転価格算定手法をいう。

[5] シークレット・コンパラによる課税とは、税務当局が一定の要件を満たした場合、質問検査権を行使して納税者の知りえない比較対象取引を把握し、これをもとにした数値をもって移転価格課税することをいう。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

【我が国の移転価格課税事例】　～新聞報道から～　（単位：億円）

年	月	会社名	更正 所得額	更正 税額	親会社	業種	対象取引	所管 国税局
2000	3	ﾎﾟﾘｸﾞﾗﾑ&ﾎﾟﾘﾄﾞｰﾙ	260	100	米国	音楽	営業権	東京
	4	日本コカ・コーラ	450	170	米国	飲料	ロイヤルティ（支払）	東京
2002	11	ローランド	10	3.3	日本	電子楽器	製品	大阪
2003	8	太陽誘電	N / A	17	日本	コンデンサー	ロイヤルティ（受取）	関信
2004	6	ホンダ	254	130	日本	二輪車	ロイヤルティ（受取）	東京
2005	3	京セラ	243	130	日本	電子部品	製品（輸出）	大阪
	5	日本金銭機械	34	16	日本	貨幣処理機	製品	大阪
	6	ソニー	214	45	日本	電気	ロイヤルティ（受取）	東京
	6	TDK	213	120	日本	電子部品	製品（輸入・輸出）	東京
	1	浜松ホトニクス	14	7	日本	光学製品	製品	名古屋
2006	3	ワコール	15	5	日本	アパレル	ロイヤルティ（受取）	大阪
	4	カプコン	51	17	日本	ゲームソフト	ロイヤルティ（受取）	大阪
	4	上村工業	24	11	日本	メッキ化学品	ロイヤルティ（受取）	大阪
	6	武田薬品工業	1,223	570	日本	医薬品	棚卸（輸出）	大阪
	6	ソニー及び SCE	744	279	日本	電気	ロイヤルティ・製品（受取）	東京
	7	三菱商事	50	22	日本	資源	ロイヤルティ・IGS（受取）	東京
	7	三井物産	49	25	日本	資源	ロイヤルティ・IGS（受取）	東京
	12	日本電産	69	33	日本	小型モーター	製品（輸入・輸出）	大阪
2007	6	三菱商事	89	36	日本	資源	ロイヤルティ・IGS（受取）	東京
	6	三井物産	82	39	日本	資源	ロイヤルティ・IGS（受取）	東京
	6	エフ・シー・シー	73	34	日本	二輪四輪部品	ロイヤルティ（受取）	名古屋
	12	信越化学工業	233	110	日本	化学製品	ロイヤルティ（受取）	東京
2008	4	ホンダ	1,400	800	日本	自動車	ロイヤルティ（受取）	東京
	6	三菱商事	116	48	日本	資源	ロイヤルティ・IGS（受取）	東京
	6	三井物産	107	47	日本	資源	ロイヤルティ・IGS（受取）	東京
	6	ダイキン工業	78	35	日本	エアコン	ロイヤルティ・製品	大阪
	7	デンソー	155	73	日本	自動車部品	ロイヤルティ・製品	名古屋

（出典：日経、朝日、読売、産経、毎日、東京の各日刊新聞記事）

2000 年代の移転価格税制のターゲット

調査対象とされた業種は様々で、総合商社、医薬品製造、自動車製造、化学品製造等、日本を代表する上場企業が次々と調査対象となった。日系の大手製造業の海外進出の拡大とローカリゼーションの進展に伴い、海外子会社との製品等の棚卸取引からロイヤルティ等の無形資産取引に調査対象の主眼が向けられた点も極めて顕著となっている。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

2000 年代に適用された移転価格の算定手法

移転価格手法としては、基本三法の適用は減少傾向となり、利益分割法の適用が増加し、特に残余利益分割法の適用事例が顕著な増加をみせた時期でもある。さらに、2004 年の税制改正では取引単位営業利益法が導入され、新たな課税手法として注目されている。今後、取引単位営業利益法の適用事例の増加が見込まれる。

３．最近数年間の移転価格課税及び事前確認申請の実績

最近数年間の移転価格課税の実績

国税庁が発表した「2007 事務年度（2007 年 7 月から 2008 年 6 月までの期間）の法人税の課税実績について（調査課所管法人）」によれば、移転価格税制を適用した申告漏れ所得金額は 1,696 億円で、その件数は 133 件となっており、1 件当たりの平均申告漏れ所得は 12.8 億円となり、依然として移転価格課税の規模は大きい。

また、日本の移転価格税制は 1986 年に導入され既に 20 年以上が経過しているが、これまで申告漏れとして指摘された所得金額の累計は約 1 兆 5,000 億円に上る。移転価格税制を適用した課税金額が多額にのぼることもあり、中国をはじめ各国の税務当局も、税制強化と執行体制の整備を図り、積極的に移転価格税制を適用して増収を図ろうとしている。

【移転価格税制に係る課税状況】

(単位：件、億円)

事務年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
申告漏れ所得金額	758	2,168	2,836	1,051	1,696
申告漏れ件数	62	82	119	101	133
1 件あたり増差所得	12.2	26.4	23.8	10.4	12.8

（注）事務年度は当年 **7** 月から翌年 **6** 月の期間 （例、**2007** 年度：**2007** 年 **7** 月～**2008** 年 **6** 月）

（出典）国税庁「法人税の課税実績について（調査課所管法人）」（**2004** 年度～**2008** 年度）

最近数年間の事前確認申請の実績

移転価格税制には、調査による課税とは別に事前確認制度(Advance Pricing Arrangement)が設けられている。この制度は、法令に基づくものではなく、納税者が申し出た移転価格の算定方法等を税務当局が認めれば移転価格課税されないという行政行為である。近年、事前確認申請が急増しており、国税庁では事前確認の審査担当を増員しているものの、申出の急増に処理が追いついていない状況がここ数年続いている。

【事前確認の申出及び処理の状況】

(単位：件)

事務年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
申出件数	65	51	76	92	93
処理件数	28	34	32	72	70
繰越件数	143	160	204	224	247

（出典）国税庁「法人課税に事務事績（調査課所管法人）」（**16** 年度～**20** 年度）

４．将来の展望　～事前確認制度（ＡＰＡ）の浸透と申請件数の急増～

移転価格税制の執行の歩み（まとめ）

過去 20 年余りの移転価格税制の執行を総括してみると、問題の焦点は、1990 年代から 2000 年代にかけて、調査対象企業は外資系企業から内資系企業へシフトし、調査対象取引は欧米との取引からアジア地域等との取引へ、取引種類は有形資産取引から無形資産取引へ、適用手法は基本三法からその他の方法(PS 法や TNMM)へ、そして税制の活用では、移転価格課税から事前確認申請へと次第に変化していく潮流を読み取ることができる。

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.

事前確認を求める企業が急増

1990 年代に移転価格課税のターゲットとされた外資系の子会社案件が 2000 年代に影をひそめることとなった要因は、事前確認申請が増加したことによると思われる。何度も移転価格課税を被るリスクに曝されていては、企業経営は成り立たない。事前確認申請により移転価格課税を免れる道が模索されたことが容易に推測できる。

各国の税務当局間でも以下のとおり、多大な時間と労力のかかる移転価格課税の道を続けることよりも、より効率的に税収の確保が可能な事前確認制度の利用を推進しており、事前確認制度の浸透と申請件数の増加が顕著となっている。

過去に多額の移転価格課税を経験した企業は、相互協議の合意を経て、その後の移転価格調査を回避するために、事前確認制度を積極的に利用している。課税から事前確認へ時代は大きく舵が切られたといえる。

【事前確認制度を有する主な国】

日本（1987 年）、米国（1991 年）、カナダ（1994 年）、ニュージーランド（1994 年）、オーストラリア（1995 年）、メキシコ（1995 年）、韓国（1996 年）、ブラジル（1997 年）、中国（1998 年)、英国（1999 年）、フランス（1999 年）、オランダ（1999 年）、ドイツ（2000 年）　　（現在 30 カ国以上で導入、括弧内は導入した年）

（出典：国税庁「事前確認の概要」(2008 年 10 月 相互協議室))

５．過去から得られる示唆～移転価格税制に取組む姿勢～

現実的な解を追い求めよ

移転価格はしばしば正確な科学ではなく、アートであるといった言われ方をする（Transfer pricing is not an exact science but does require the exercise of judgment on the part of both the tax administration and taxpayer (OECD 移転価格ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ ﾊﾟﾗ 1.12)）。言い換えれば、移転価格税制は、高度の推計課税の要素を多分に含んでいる税制である。移転価格手法が異なれば結果の数値が一致することはまずない。したがって、歯切れのよい理想的な解を追い求めるよりは多少歯切れの悪い現実的な解を目指すことが基本姿勢として望まれる。経験知が重要視されるゆえんである。経済学者ケインズは、「私は正確に誤るより、漠然と正しくありたい。」(I'd rather be vaguely right than precisely wrong.)という言葉を残しているが、絶対的な真理を求めるよりは相対的な真実に迫る姿勢が移転価格税制にはふさわしい。そして道に迷ったら歴史に問うことを忘れてはならないであろう。

以　上

執筆者紹介

和波　英雄（わなみ　ひでお）
ASG 税理士法人　移転価格コンサルティング ディレクター

＜学　歴＞1976 年　早稲田大学法学部卒業
＜職　歴＞2000 年　東京国税局・調査一部・国際情報１部門（移転価格担当国際専門官）
2002 年　東京国税局・課税一部・資料調査四課
（国際的租税回避スキーム解明プロジェクトチーム総括主査）
2003 年　東京国税局・調査一部・国際情報３部門　（移転価格担当総括主査）
2004 年　東京国税局・調査一部・国際情報課　（APA 担当上席国際専門官）
2005 年　税務大学校教授　（国際支援グループ）
2007 年　東京国税局・調査一部・特別国税調査官（TP１）
2008 年　税理士登録　＜現在に至る＞

＜著　作＞「Ｑ＆Ａ 移転価格税制」税務経理協会（共著）2007 年
「移転価格文書化の実務（その１）（その２）」国際税務 2008 年 11 月号、2009 年 1 月号
「一般の法人税調査と移転価格調査との違い」月刊「税理」2008 年 12 月号
「移転価格税制と価格調整金」月刊「税理」2009 年 3 月号

(c) Taiyo ASG Group. All rights reserved.